

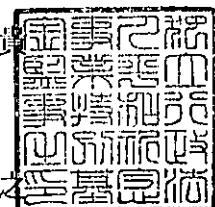
財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、平成21事業年度独立行政法人平和祈念事業特別基金の財務諸表及び決算報告書を監査した結果、適正であると認めます。

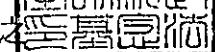
平成22年6月24日

独立行政法人平和祈念事業特別基金

監事 黒沢 文貴



監事 横堀 裕之



独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

独立行政法人 平和祈念事業特別基金

理事長 増田 弘 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

加藤暢一



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

近藤浩明



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因となるない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人平和祈念事業特別基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正案並びに独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正案が平成22年6月16日に第174回国会（常会）で成立した。

この改正により、独立行政法人は、平成25年4月1日までの間において政令で定める日に解散することとなる（改正前は平成22年9月30日まで）。

なお、平成22年9月30日までの間において政令で定める日に、独立行政法人は、従来行ってきた独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第13条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）並びに同条第2項に規定する業務は行わないこととなり、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に定められた特別給付金の支給に関する業務のみを行うこととなる。

独立行政法人の財産で平成22年9月30日までの間において政令で定める日に行わなくなる業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、同日国が承継し、一般会計に帰属することとなる。

上記のとおり、独立行政法人は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）附則第1条及び第2条第1項の規定により、平成25年4月1日までの間において政令で定める日において解散することとなったが、同第2条第2項の規定により、財務諸表等は継続企業を前提として作成されており、解散することによる影響を財務諸表等には反映していない。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上